肥料(堆肥を含む)・土壌改良資材・培 土の放射性セシウムの暫定許容値が設 定されました。

宮城県農林水産部

原発事故の影響で、家畜排せつ物、魚粉、稲わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、作物残さ等を原料とした堆肥が高濃度の放射性セシウムを含む可能性があります。

適正な生産・施用により、放射性セシウムによる土壌汚染を拡大しないよう気をつけて下さい。

肥料(堆肥を含む)・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値(暫定許容値)は 製品重量1キログラム当たり 400ベクレル です。

暫定許容値は、すべての肥料(堆肥を含む)・土壌改良資材・培土に適用になります。

注意事項

○暫定許容値を下回る肥料(堆肥を含む)・土壌改良資材・培土を使いましょう。

(稲わら、もみがら、麦わら等をマルチ資材等として使用する場合も含みます。)

購入したり、譲り受ける場合は、相手にどの時期に・どの地域で ・どのように生産されたものか、よく確認しましょう。

自ら生産した堆肥等、又は堆肥等の原料を販売・譲渡する場合は 原料や製法など、生産状況等の情報を適切に提供しましょう。

ただし、下記のような**自給的利用に限り**、暫定許容値にかかわらず、農産物、家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を施用することができます。

生産した農産物の全部又は一部をその農地に還元施用する場合 (水田活用の所得補償交付金の耕畜連携助成の対象となります。)

草地・飼料畑等で生産した飼料を畜産経営に供給し、その畜産経営から入手した家畜排せつ物又は堆肥を、元の草地・飼料畑に還元する場合

外部から持ち込んだ原料で自家生産した堆肥等は対象外です。

県では、堆肥の放射性セシウムの汚染状況を確認するとともに、暫定許容値を超えない適正な堆肥の流通を図るため、検査を実施します。

(牛ふん堆肥以外でも、3月11日以降屋外に置かれていた稲わら・もみがら・おがくず等を敷料などに使用した場合は、注意が必要です。)

< 堆肥等を生産する農家の皆さん >

県の検査前に堆肥等の生産・施用・流通を行おうとする場合は、堆肥等を製造する方が自ら、暫定許容値以下であることを確認して下さい。

検査の結果、暫定許容値以下であれば、自らの責任で生産・施用・流 通の再開が可能です。検査結果は、県に連絡願います。

分析サンプルの採取方法や分析方法、分析機関等については、地方振興事務所、家畜保健衛生所、農業改良普及センター等にお尋ね下さい。

許容値を超えた堆肥等は、有償・無償にかかわらず<u>販売・譲渡</u> <u>はできません。</u>農林水産省から処分方法が示されるまでは、他の 堆肥と区分し保管しておいて下さい。

適正な農地の土壌管理により、食品衛生 法上の暫定基準を超える農作物を生産しな いよう気をつけましょう。

【堆肥等の放射性物質の暫定基準値や検査等に関する問い合わせ先】

〇農林水産省 農産安全管理課 03-3502-5968

〇東北農政局 安全管理課 022-221-6097

〇宮城県農林水産部農産園芸環境課 022-211-2846

〇 " 畜産課 022-211-2852

〇各地方振興事務所等 <u>(農業(林)振興部、家畜保健衛生所、</u>農業改良普及センター)

宮城県 - 宮城県水田農業推進協議会